

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 令和 5 年度 第 4 回高梁市農業委員会総会会議録 \*  
\*  
\*\*\*\*\*

高 梁 市 農 業 委 員 会

## 令和5年度 第4回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年7月10日 午後 3時30分 招集
  2. 令和5年7月10日 午後 3時28分 開会
  3. 令和5年7月10日 午後 4時45分 閉会
  4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
  5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

6. 会議に出席した職員の職氏名

| 職名   | 氏名     | 職名 | 氏名    | 職名 | 氏名 |
|------|--------|----|-------|----|----|
| 事務局長 | 田中 博   | 係長 | 田村 直之 |    |    |
| 次長   | 中藤 宏和  |    |       |    |    |
| 書記   | 藤代 晋太郎 |    |       |    |    |

|   |                           |  |       |
|---|---------------------------|--|-------|
| 7 | 本日の会議に付した議題とその結果          |  |       |
|   | 議案番号                      | 件名   | 結果    |
|   | 第14号                      | 農地法第3条の規定による許可申請について                         | 3件 許可 |
|   | 第15号                      | 農地法第4条の規定による許可申請について                         | 1件 許可 |
|   | 第16号                      | 農地法第5条の規定による許可申請について                         | 7件 許可 |
|   | 第17号                      | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による<br>農用地利用集積計画の決定について | 7件 決定 |
|   |                           |  |       |
|   |                           |  |       |
|   |                           |  |       |
|   |                           |  |       |
|   |                           |  |       |
| 8 | 署名委員                      |  |       |
|   |                           | 11番 小野 貫治                                    |       |
|   |                           | 12番 瀬戸川 伸行                                   |       |
| 9 | 議事の内容                     |  |       |
|   | 令和5年度 第4回高梁市農業委員会総会会議録    |  |       |
|   | 令和5年7月10日(月) 高梁市役所 3階大会議室 |  |       |
|   |                           |  |       |

|                  |  |
|------------------|--|
| 議長               | <p>それでは、本日の出席委員は、農業委員18名、推進委員7名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和5年度第4回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。11番小野委員と12番瀬戸川委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。19番について事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 中藤次長             | <p>19番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畠1筆22m<sup>2</sup>です。譲受人の通作距離は、50km以内、耕作面積は2,375m<sup>2</sup>で、家族2人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人が弟、譲渡人が姉という兄弟関係でありまして、親が亡くなった時に姉が相続していた申請農地をこの度弟に譲るものであります。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。お、この案件については、7月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、4ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたら、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>小さな畠ということでしたが、現状は中庭の一部となっていました。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。19番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、19番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に20番について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 議長<br>小林委員       | <p>20番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンクにより申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、2筆524m<sup>2</sup>です。畠については、1筆31m<sup>2</sup>であり、合計3筆で555m<sup>2</sup>です。譲受人の通作距離は、50km以内、耕作面積は0m<sup>2</sup>、営農計画書をいただいております。家族2人中耕作人は2人、対価は10アール当たり11万8千円です。この案件につきましては、譲受人は空き家バンク利用により、備考に記載しております住所の家と同時に申請農地を取得しますが、移住はせず生活の本拠は市外のままであり、取得した家は別荘としての利用になるということで、申請農地についても通い耕作になるとのことです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、5ページから6ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたら、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>今は荒れていましたが、空き家を別荘代わりにしながら耕作されると思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p>       |
| 議長<br>小林委員<br>議長 |  |

|            |   |
|------------|---|
|            | (「なし」と呼ぶ者あり。)<br>なしとの声がありました。20番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>(挙手全員)  |
| 議長         | 挙手全員ですので、20番については許可とすることに決定しました。<br>次に21番について事務局から説明をお願いします。  |
| 中藤次長       | — 議案第14号21番朗読説明 —<br>21番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田2筆1, 285m <sup>2</sup> です。譲受人の通作距離は、1.4km以内、耕作面積は1, 285m <sup>2</sup> 、家族6人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人からの要望により贈与となったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。             |
| 議長<br>小西委員 | 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。<br>4, 5年前に譲渡人の父親が亡くなり、その代わりに譲受人が耕作していたようです。   |
| 議長         | 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。<br>(「なし」と呼ぶ者あり。)  |
| 議長         | なしとの声がありました。21番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>(挙手全員)   |
| 議長         | 挙手全員ですので、21番については許可とすることに決定しました。<br>次に、「議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。4番について事務局から説明をお願いします。   |
| 中藤次長       | — 議案第15号4番朗読説明 —<br>4番は、転用者が、申請農地を墓地及び進入路用地に転用する案件です。申請農地は、田2筆42m <sup>2</sup> 、この農地の農地区分は、3種農地となります。施設の概要としては、墓地が20m <sup>2</sup> と進入路が22m <sup>2</sup> です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについては、墓地埋葬法の許可が該当しますが、環境課に許可見込みであることを確認しています。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、7月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、8ページから9ページに添付しておりますので、ご覧ください。 |
| 議長<br>小野委員 | 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。<br>墓地へ続く道があり、周りに影響は及ぼさないと思います。  |
| 議長         | 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。<br>(「なし」と呼ぶ者あり。)  |

|            |   |
|------------|---|
| 議長         | なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>(挙手全員)  |
| 議長         | 挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。<br>次に、「議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。21番について事務局から説明をお願いします。   |
| 中藤次長       | — 議案第16号21番朗読説明 —<br>21番については、転用者が、設定人と申請農地に賃貸借権を設定し、資材置場及び露天駐車場に一時転用するものです。申請農地は、田1筆1, 001m <sup>2</sup> です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地の賃借料10アール当たり20万円です。施設の概要としては、資材置場300m <sup>2</sup> 、露天駐車場500m <sup>2</sup> 、進入路201m <sup>2</sup> です。資金については、自己資金120万円です。備考に記載しておりますが、一時転用の期間は、令和5年7月1日から令和6年3月31日までです。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、7月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、10ページから11ページに添付しておりますので、ご覧ください。 |
| 議長<br>山川委員 | 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願ひします。<br>5月総会に出た申請農地の隣地です。こども園の工事の関係上必要となってくる案件です。  |
| 議長         | 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。<br>(「なし」と呼ぶ者あり。)  |
| 議長         | なしとの声がありました。21番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>(挙手全員)   |
| 議長         | 挙手全員ですので、21番については許可とすることに決定しました。<br>次に22番について事務局から説明をお願いします。  |
| 中藤次長       | — 議案第16号22番朗読説明 —<br>22番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1, 086m <sup>2</sup> です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり92万円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44. 55kwです。資金については、自己資金857万9千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、7月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、12ページから13ページに添付しておりますので、ご覧ください。  |
| 議長<br>小林委員 | 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願ひします。<br>先月に5条申請のあった近くの農地です。田んぼは耕作されていない状態となっていました。   |
| 議長         | 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。   |

|            |  |
|------------|--|
|            | (「なし」と呼ぶ者あり。)<br>なしとの声がありました。22番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>(挙手全員)   |
| 議長         | 挙手全員ですので、22番については許可とすることに決定しました。<br>次に23番について事務局から説明をお願いします。   |
| 中藤次長       | 23番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畝2筆516m <sup>2</sup> です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地は10アール当たり60万円です。なお、備考に記載しておりますが、全体計画面積は既存宅地650.77m <sup>2</sup> を含めた1,166.77m <sup>2</sup> です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kwです。資金については、自己資金780万2千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、7月4日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、14ページから15ページに添付しておりますので、ご覧ください。<br>事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 |
| 議長<br>小林委員 | 先ほどの案件とほぼ同じ場所の農地です。雑木が生えている箇所がありますが、伐採すれば土地を活用できる状態でした。  |
| 議長<br>小西委員 | 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。  |
| 小林委員       | 雑木が生えているということでしたが、農地性はありましたか。  |
| 小西委員       | 農地性はありませんでした。  |
| 中藤局長       | 5条申請以外に方法はないのでしょうか。  |
| 議長         | 通常、農業委員会として農地法の観点から審査するようになります。  |
| 議長         | 他に何か発言はありますか。  |
|            | (「なし」と呼ぶ者あり。)  |
| 議長         | なしとの声がありました。23番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>(挙手全員)  |
| 議長         | 挙手全員ですので、23番については許可とすることに決定しました。<br>次に、関連がありますので24番、25番及び26番について事務局から説明をお願いします。  |
| 中藤次長       | 24番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場及び資材置場を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆259m <sup>2</sup> です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり164万円です。備考に記載しておりますが、法面面積が63m <sup>2</sup> あり、有効敷地面積は196m <sup>2</sup> です。施設の概要としては、露天駐車場45m <sup>2</sup> 、資材置場56m <sup>2</sup> 、進入路95m <sup>2</sup> です。資金については、自己資金482万円です。  |
|            | 25番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場及び資材置場を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆985m <sup>2</sup> です。   |

|             |   |
|-------------|---|
|             | <p>26番については、転用者は同一で、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場及び資材置場を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆586m<sup>2</sup>です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り164万円です。備考に記載しておりますが、法面面積が82m<sup>2</sup>あり、有効敷地面積は1,489m<sup>2</sup>です。施設の概要としては、露天駐車場178m<sup>2</sup>、資材置場377m<sup>2</sup>、進入路934m<sup>2</sup>です。資金については、自己資金2,919万円です。これらの案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、7月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、16ページから17ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたら、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>草が生えており、耕作されていない状態でした。近隣の農地も耕作していないため、周りに影響はないと思われます。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。24番、25番及び26番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、24番、25番及び26番については許可とすることに決定しました。</p> <p>次に27番について事務局から説明をお願いします。</p> |
| 議長<br>吉岡委員  |   |
| 議長          |   |
| 議長          |   |
| 中藤次長        | <p>27番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設及び露天駐車場並びに資材置場を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆2,079m<sup>2</sup>です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当り9万6千円です。施設の概要としては、太陽光発電施設は、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kw、それと露天駐車場175.8m<sup>2</sup>、資材置場278.8m<sup>2</sup>です。資金については、自己資金730万2千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、7月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、18ページから19ページに添付しておりますので、ご覧ください。</p> <p>事務局から説明がありましたら、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。</p> <p>長年耕作はされていません。木は伐採されており、周辺に農地がなく、問題はないと思います。</p> <p>現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。</p> <p>(「なし」と呼ぶ者あり。)</p> <p>なしとの声がありました。27番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員ですので、27番については許可とすることに決定しました。</p>   |
| 議長<br>瀬戸川委員 | 続きまして、「議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題  |
| 議長          |   |
| 議長          |   |
| 議長          |   |

|  |                    |   |
|--|--------------------|---|
|  | 藤代書記               | といたします。事務局、1番から5番について説明をお願いします。<br>それでは、3ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和5年7月20日、利用権の設定を受ける者は7名、利用権の設定をする者は8名、利用権の設定をする件数は7件、利用権設定面積は23,442m <sup>2</sup> となっています。各筆明細について説明いたします。<br>— 議案書にもとづいて、1番から5番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 — |
|  | 議長<br>西村委員<br>田村係長 | 事務局から説明がありましたが、1番から5番について発言をお願いします。<br>1番の賃借料に「ぶどう現物」と記載がありますが、具体的な数量は決まっているのでしょうか。<br>被設定人に聞き取りを行いましたが、収量が分からぬが、いくらかは設定人の方にぶどうを渡したいということで、申出どおりの記載をしております。   |
|  | 西村委員<br>田村係長<br>議長 | 契約なので、はっきりとした数量が良いと思います。受付時点で確認をお願いします。<br>以後気を付けます。<br>その他発言はありますか。<br>(「なし」と呼ぶ者あり)  |
|  | 議長                 | なしとの声がありました。1番から5番について一括して採決をとります。1番から5番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>(挙手全員)<br>挙手全員ですので、1番から5番について決定しました。   |
|  | 議長                 | 農業委員会会議規則第18条の規定により、吉家委員の除斥を求める。<br>— 吉家委員 退席 —   |
|  | 議長<br>藤代書記<br>議長   | 事務局、6番及び7番について説明をお願いします。<br>— 議案書にもとづいて、6番及び7番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 —   |
|  | 議長                 | 事務局から説明がありましたが、6番及び7番について発言をお願いします。<br>(「なし」と呼ぶ者あり)   |
|  | 議長                 | なしとの声がありました。6番及び7番について一括して採決をとります。6番及び7について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。<br>(挙手全員)<br>挙手全員ですので、6番及び7番について決定しました。吉家委員の除斥を解きます。   |
|  | 議長                 | — 吉家委員 着席 —<br>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第4回総会を閉会します。  |

令和5年7月10日

会長　土岐康夫

11番　小野貫治

12番　瀬戸川伸行